

通知の中で、児童の登校については、（令和3年10月22日付のものと、大枠としては、変わっていませんが）赤字の部分が、付け加わってきました。

【登校を見合わせていただく】 有り体に言えば、「登校しては、いけません。」

- ① 児童が、感染（陽性と判定）
- ② 児童が、濃厚接触者と特定された
- ③ 児童が、PCR検査を受けた（受ける予定がある）
- ④ 児童に、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状がある
- ⑤ 同居の家族が、感染（陽性と判定）

【学校に、ご相談】が、【登校を控えていただくよう、保護者に働きかける】

有り体に言えば、「なるべく、登校させないで。」

- ⑥ 同居の家族が、濃厚接触者と特定された場合（※）、  
当該家族が、無症状で3日間経過、又は、検査で陰性が判明するまで  
※ 濃厚接触の疑いがあるとして、所定の期間、自宅待機することになった場合を含む
- ⑦ 同居の家族に、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状がある

（ ⑥，⑦が、上側の枠の中に、入ったわけではないが、上側の枠に近づいたというイメージです ）

その他に、着用するマスクについて、「不織布マスクを推奨」が、加わってきました。